

大使館便り

第239号 令和5年2月8日
在ポルトガル日本国大使館

1. 太田大使からの御挨拶

早いもので、私が当地に着任してから1か月半が経ちました。季節はすっかり冬となり、当地リスボンでも気温が低く寒い日が続いています。皆様方は御自愛の上、お過ごし下さい。

さて、本年は日本・ポルトガル交流480周年という記念すべき年であることから、様々な周年事業が実施・計画されています。現在までのところ、ディアリオ・デ・ノティシアス紙の御支援を得て、日本関連記事を毎月1回掲載する事業を実施しています。また、2月7日には、天皇誕生日祝賀レセプションを開催し、ポルト在住の日本人ピアニストの方にピアノ演奏をしていただきました。2月14日には、当館共催で日ポルトガル観光セミナーが開催される予定です。

この他にも様々な行事が予定されています。皆様方が480周年の趣旨に沿うイベントを計画される場合は、480周年記念ロゴの使用が可能です。詳細は当館HPを御覧ください。

480周年を祝賀するため、機運を一層盛り上げて行きたいと思っておりますので、皆様の御支援をお願い申し上げます。

2. 政治・経済関係

(1) レベロ・デ・ソウザ大統領による新年の挨拶

1月1日、レベロ・デ・ソウザ大統領は、新年の挨拶を行い、2023年は我々次第で必ず勝利の年とできるとの期待を述べました。

大統領新年の挨拶概要

「1年前は、世界、欧州、そしてポルトガルにとって飛躍、転機、そして希望の年となるように思えた。また、希望の年にポルトガルが変革を成し遂げられるよう、国民の声を届ける者の選択は投票に委ねられた。それから1年後、我々は多くを知ることになった。パンデミックは世界の一部で未だ消滅しておらず、戦争が外交を追い越した。欧州資金の活用・管理、経済成長、改革、世界における役割、戦争、エネルギー・インフレ依存に対する対応等に多くの時間を費やさざるを得ないことを知った。ここポルトガルでは他欧州諸国よりも比較的良い状況であったにもかかわらず、2022年を好転の年にはできなかった。国民は過去6年間政権を担った政党に過半数を与えたため、与党は過去の協力政党にも最大野党にも依存する必要がなくなった。2023年は、2026年までの、あるいは、もしかして2030年までのポルトガルを決める決定的な年となるかもしれない。欧州はエネルギー問題を解決し、インフレを止め、再度成長することができるか、パンデミックや戦争の影響等、

緊急事態を予見し、必要な資金を調達する条件を整えられるのか。

戦争を早期に終了させるために行動することは、我々の手が届く範囲である。パンデミックの再発を防ぐことも我々の力が及ぶ範囲にある。世界及び他欧州諸国と比べても、過半数多数という非常に稀な政治的安定性を優位に活用することも可能である。この戦争と不安定な時代に、平和と安定という恵まれた状況を活用し、観光、海外投資、優秀な人材の国内への誘致も可能なのである。」

(2) インテルカンプス社の世論調査結果－1月

1月17日、インテルカンプス社は政党支持に関する世論調査の結果を発表しました。物価上昇への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は26.3%（前月比0.7ポイント減）に減少し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は24.9%（同2.8ポイント増）と増加しました。PSとPSDの支持率の差は1.4ポイント（前月比4.9ポイント増）に縮小しました。その他政党では、自由党（Livre）が支持率を伸ばし、人と動物と自然の党（PAN）は横ばい、そのほかのシェーガ党（CH）、リベラル主導党（IL）、左翼連合（BE）、民衆党（CDS）及び統一民主連合（UDC）は支持率が減少しました。同社による最新の政党別支持率は以下のとおりです。

【政党別支持率推移】

政党	8月	9月	10月	11月	12月	23年 1月
社会党（PS）	33.1	30.6	28.3	24.2	27.0	26.3
社会民主党（PSD）	22.8	24.7	24.8	22.0	22.1	24.9
シェーガ党（CH）	8.4	9.2	9.2	11.4	9.6	9
リベラル主導党（IL）	7.1	5.2	7.3	6.7	7.5	6.4
左翼連合（BE）	5.0	5.2	6.1	6.1	7.5	6.3
統一民主連合（CDU※）	2.2	2.9	2.6	5.4	3.8	3.1
人と動物と自然の党（PAN）	1.3	2.5	1.8	2.3	3.1	3.1
民衆党（CDS※※）	0.7	1.1	0.6	1.3	1.9	0.6
自由党（Livre）	1.9	1.8	2.2	2.3	1.7	2.0

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）の連合

※※民主党（CDU）は共和国議会に議席なし

(3) フェルナンド・メディーナ財務大臣、2022年の経済成長率を発表

1月31日、フェルナンド・メディーナ財務大臣は、2022年のポルトガルの経済成長率は6.7%である旨発表しました。同成長率は35年振りの高記録となります。メディーナ財務大臣は記者会見で「ユーロ圏で記録された成長率の約2倍であり、新型コロナウイルス感染症発生以前の経済成長率を達成した国に位置づけられる。」と述べた上で、この結果

が2023年の目標達成への自信と能力を更に高めてくれると発言しました。またインフレ率は3か月連続で低下傾向であることを強調しました。物価についてはインフレ率と比例する下がり方となっていないものの、2023年の目標（インフレ率2%）水準に戻るための最初の一步であると述べました。

2. 広報・文化関係

(1) 2023年 日本・ポルトガル交流480周年

当館ホームページに「日本・ポルトガル交流480周年」の記事を掲載していますので御覧ください。

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/480_intercambio.html

(2) 太田大使のアジュダ宮殿訪問

1月27日、太田大使は国立アジュダ宮殿を訪問しました。宮殿図書館には1620年にマカオで印刷された日葡辞典の初版をはじめとし、明治時代の信任状など、日本とポルトガルの長年の交流を物語る貴重な書物・資料が展示されており、両国の歴史的絆にあらためて思いを致しました。



(3) 太田大使の剣道稽古参加

1月28日、自らも剣道家である太田大使は、レイリア市で開催されたポルトガル剣道連盟主催の合同練習会に参加しました。

この練習会は、技術向上のため国内各地から剣道家が集り、日本人師範を迎えて年に2回行われています。今回は、北はブラガから南はリスボンまで40名以上の剣道家が参加し、充実した交流稽古となりました。



(4) 2023年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集（日本語・日本文化専攻）

文部科学省は、日本語・日本文化を主専攻とする外国人奨学金留学生を募集しています。

- ・申請書類提出締切：2023年2月14日（火）まで（必着）
- ・申請書類提出宛先（メール別添にて）：
cultural@lb.mofa.go.jp、maria.jose.martins@lb.mofa.go.jp
- ・留学期間：2023年10月頃より1年間。
- ・応募条件：

- ポルトガル国籍を有すること。
- 年齢：1993年4月2日から2005年4月1日の間に出生した者。
- 日本語・日本文化を主専攻とする大学生（学部課程在籍者で、日本語・日本文化学習期間が通算一年以上である者）。
- 心身ともに健康である者。
- 2023年9月～10月に日本到着可能な者。
- 日本語の知識があること（日本語能力試験N2程度以上の日本語能力があれば望ましい。）（注：授業はすべて日本語で行われます。）
- ・URL（申請書ダウンロード他詳細）：
<https://www.studyinjapan.go.jp/en/smap-stopj-applications-japanese.html>
- ・お問い合わせ：cultural@lb.mofa.go.jp

（お知らせ）

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまで御連絡ください。

4. 領事関係

（1）新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに関する情報は、以下のサイトを御参照ください。なお、現在、当国内では、医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援におけるマスクの着用が義務付けられています。

〈参考〉

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

（2）日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

※昨年11月1日以降、「入国審査」、「税関申告」及び「検疫（いわゆるこれまでのファストトラック）」が、「Visit Japan Web」と称するオンラインサービスで一元的に利用可能となりました。同サービスを利用することにより、入国時の空港手続きの所要時間

を短縮できますので、こちらのリンク (<https://vju-lp.digital.go.jp/>) から同サービスのサイトにアクセスの上御登録ください。

ア 現在、入国時に求められる条件は以下のとおりです。

新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方

全ての入国・帰国者は、ポルトガル出国時刻前72時間以内に受検した検査（陰性）証明書の提示が求められます。本邦到着時の空港での検査及び自宅待機は求められません。

新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方

3回分の接種証明書が提示できれば、出発前検査、入国時の空港での検査並びに自宅待機は不要です。

イ 上記アの検査（陰性）証明書については、日本に向かう当国発便の出発時刻前72時間以内に受検した検査結果が有効です。同証明には厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）を御利用ください。この様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト (<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>) に掲載しています。なお、同様式に記載されている検体、検査方法等全ての項目が英語で網羅されていれば、医療・検査機関の様式をそのまま御利用いただいても差し支えありません。

（3）ポルトガルへの入国について

現在、日本を起点とするポルトガルへの渡航はその目的を問わず認められており、昨年7月1日以降、入国時のワクチン接種証明書あるいは陰性証明書の提示も不要です。

（4）海外在留邦人等向けワクチン接種事業

日本で新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する方は、詳細につき次の外務省海外安全HPを御確認ください。<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

（5）外国籍者の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置（滞在90日以下）は、日本時間昨年10月11日から適用を再開しました。一方、長期滞在者及び相互査証免除措置のない国及び地域については、従前どおり査証を要しますのでご注意ください。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)）を御覧ください。

（6）日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。持ち込むと重い罰則の対象になりますので、御帰国の際は肉製品や果物・野菜等を持っていかないよう御注意ください。詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

（７）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 昨年４月１日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館まで御相談ください。

（８）日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の６空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を目的として、ＩＣ旅券保持者限定で、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。御利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードしてください。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

（９）「在留届」に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、感染症、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報をメールで発信しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて３か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は、当館にお越しいただかなくても、以下のサイトから御入力いただけます。今後、様々な手続きが本「在留

届」と紐付けられる予定ですので、その観点からも同サイトからの届け出をお勧めします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずをお願いいたします。

(10) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールも届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(11) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において、また、本年3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替を待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人

確認が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くことをお勧めします。

(12) 御来館時のお願い

現在、領事窓口は予約制を採っています。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。

関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

(13) 本「大使館便り」を含む当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにEメールにて御連絡ください。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：consular@lb.mofa.go.jp